

違法な

野焼き

していませんか

原則

野焼きは禁止です

詳しくは裏面をご覧ください



ゴミの野焼きは法律で禁止されています！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、
屋外焼却（野焼き）は禁止されています。

屋外焼却とは、次の方法でゴミを処分すること
です。

- ・ 地面の上で直接燃やすこと
- ・ 穴を掘って燃やすこと
- ・ ドラム缶、一斗缶等で燃やすこと
- ・ ブロック等で囲った中で燃やすこと
- ・ 簡易な焼却炉で燃やすこと

など

安易な屋外焼却は火災に
発展することもあります



屋外焼却の禁止に違反し、ゴミを焼却した場合、
次の罰則が科せられます。

違反者には
5年以下の懲役！
1000万円以下の罰金！
さらに法人の場合
3億円以下の罰金！

屋外焼却の禁止には例外があり、次のような場
合の焼却は認められています。

- ・ 農業、林業、漁業に伴うもの
- ・ 風俗慣習等の行事に伴うもの
- ・ 災害対応（応急処置等）に伴うもの
- ・ 焚き火等の軽微なもの

など

とはいえ、悪臭の原因となるプラスチック類や
ビニール等を混入させてはなりません。

また、例外的に認められる場合でも、

洗濯物に臭いがつく！
灰が飛んでくる！

といった苦情があった場合、指導の対象になりま
すので、ご近所への声掛けや気配りを忘れないで
ください。

ゴミはルールを守って
きちんと処分しましょう



お問い合わせは

印南町役場
御坊保健所

生活環境課
衛生環境課

0738-42-1732
0738-22-3481

まで 